

環境配慮型建築材料登録技術基準

公益財団法人日本住宅・木材技術センター

1 趣旨

この技術基準は、環境配慮型建築材料登録規程（HW-環境型 001-2023）（以下「規程」という。）第8条第2項の規定に基づき、登録の要件に関する技術基準を定めるものである。

2 登録の技術基準

2.1 環境負荷物質を使わない建築材料

登録の要件に係る技術基準は、次の表の（い）欄の区分ごとに（ろ）欄の項目に応じ、（は）欄の技術基準を満たしていることが必要である。

区分（い）	項目（ろ）	技術基準（は）
(1) 環境負荷物質	① 建築材料	下記の関係法令及び議定書等で定めた環境負荷物質を使用しないこと 1. 化学物質の審査及び製造等規制に関する法律による第一種特定化学物質 2. 毒物及び劇物取締法による特定毒物 3. オゾン層保護法による特定物質 4. EU POPs 規則 5. その他、審査委員会が定めた物質
	(2) 供給体制	工場から消費者までの流れに対し、申請者がかかわる業務や役割が明確であること
	② 取扱説明書	必要に応じて取扱説明書が整備されていること
	③ メンテナンス	ユーザーからのメンテナンスに対する対応及び方法が整備されていること
	④ サポート体制	ユーザーからの登録品に対する質問や修理等に対し、迅速かつ的確に対応できる窓口が常設されていること
	⑤ 苦情処理	ユーザーからの登録品に対する苦情が発生した場合、迅速かつ的確な対応を行うための処理基準が整備されていること
	⑥ 出荷管理状況	登録有効期間中に供給した登録品の管理が適切に行われていること
	⑦ 登録失効後の対応	登録失効後の対応措置が整備されていること
	⑧ その他	その他、供給体制などに必要な資料
(3) その他	その他、必要な事項	

2.2 室内環境を改善するための建築材料

登録の要件に係る技術基準は、次の表の（い）欄の区分ごとに、（ろ）欄の項目に応じ、（は）欄の技術基準を満たしていることが必要である。

区分（い）	項目（ろ）	技術基準（は）
（1）室内環境	①建築材料	室内環境の改善に寄与するために開発された建築材料の機能性等について、その性能がどの程度なのかを客観的に試験・評価されたデータ等があること
（2）供給体制	①～⑧同上	①～⑧同上
（3）その他	同上	

2.3 その他、環境配慮型として認められる建築材料

登録の要件に係る技術基準は、次の表の（い）欄の区分ごとに（ろ）欄の項目に応じ、（は）欄の技術基準を満たしていることが必要である。

区分（い）	項目（ろ）	技術基準（は）
（1）審査委員会で定めた区分	①審査委員会で定めた項目	審査委員会で定めた技術基準
（2）供給体制	①～⑧同上	①～⑧同上
（3）その他	同上	

付則

この技術基準は、令和5年9月1日から施行する。

制定 令和5年7月1日 住木認発第90号